

地域公共交通計画認定申請概要（案）

令和6年6月7日
名護市

1. 地域公共交通確保維持事業の概要

地域公共交通確保維持事業とは？

✓ 生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段として、地域公共交通の確保・維持・改善に関する事業をいい、国がその事業に対して支援をするもの。本市のコミュニティバス（なご丸）についても、自治体の営業努力だけでは路線の維持は難しいことから、本事業を活用し、継続してコミュニティバスを運行させるため今回の申請に至った。**地域公共交通計画認定申請にあたっては、地域公共交通協議会で協議が調う（承認）必要があります。**

✓ **補助率は補助対象経費の2分の1**

※補助対象経常費用と経常収益の差額

✓ **主な補助条件**

市町村等が定めた地域公共交通計画に確保又は維持が必要として掲載され、

- ・幹線系統に接続するフィーダー系統であること
- ・経常赤字であること
- ・路線定期運行の場合、輸送量が2人／1回以上であること

2. 補助金交付までの流れ

- ①地域公共交通計画認定申請 **(令和6年6月30日まで)**
- ②認定 (令和6年9月下旬頃)
- ③事業実施期間 (令和6年10月1日～令和7年9月30日)
- ④途中、計画に変更が生じた場合は、事前に変更手続が必要
- ⑤補助金交付申請 (令和7年11月30日まで)
- ⑥交付決定及び額の確定 (令和8年2月下旬頃)
- ⑦補助金支払い (令和8年3月頃)